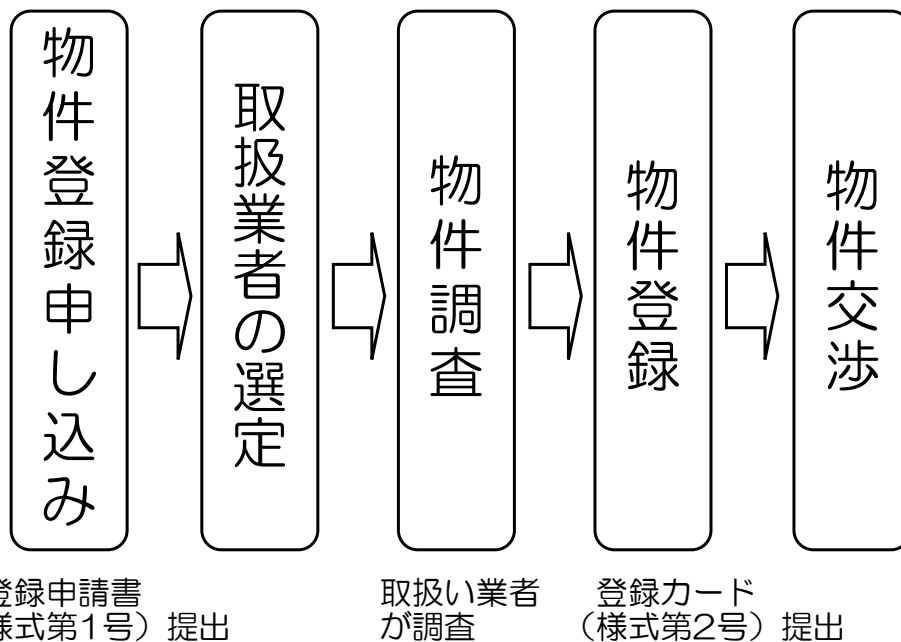


空き家バンク“登録”の流れ



1. 登録ができる方

空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる方

※ 空き家の所有者等であることがわかる書類（住宅の登記簿謄本等）をご提示ください。

2. 登録できる空き家等

稲美町内にある現在居住又は利用をしていない戸建て住宅（近く居住又は利用をしなくなる予定のものを含む。）及びその敷地で、建築基準法及び都市計画法等に違反していないもの